

県立牛深高等学校運動部活動に係る活動方針

1 趣旨

スポーツ庁による「運動部活動の存り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、本県教育委員会の定めた「高等学校における運動部活動の指針」を踏まえて、ここに「県立牛深高等学校運動部活動に係る活動方針」を定める。

2 活動計画

(1) 活動計画の作成

顧問は年間の活動計画(大会参加予定日等が記載されているもの)並びに、毎月の活動計画及び活動実績を別途様式にて作成し、校長の承認を得るものとする。

(2) 活動日及び時間

平日 【夏期】終礼後～19:00

【冬期】終礼後～18:30

なお、練習時間は3時間以内を原則とする。

休日 各部の実態に応じて設定し、練習時間は4時間以内を原則とする。

なお、練習終了時間は平日の終了時間を超えないものとする。

(3) 休養日

1週間あたり1日以上以上の休養日を設定する。

3 校内委員会

教職員、保護者代表者、学校評議委員等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議等を実施する。

4 その他

(1) 活動方針及び活動計画等は学校のホームページ等への掲載等により公表する。

(2) その他、必要な規定等は別に定める。